

内部取引等に係る事前確認の申出書

受付印

| | | | | |
|--------------------------------------|------------|-----------------|-------|---------|
| 令和 年 月 日 国 税 局 長 税 務 署 長 殿 | | (フリガナ) 法 人 名 | | |
| | □ □ 内 外 | 納 税 地 | 〒 | 電話() - |
| | 国 国 | 代 表 者 氏 名 | | |
| | 法 法 | 責 任 者 氏 名 | | |
| | 人 人 | 事 業 種 目 | 資 本 金 | 百万円 |
| | | | | |

(申出の内容)

内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容（□ 並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人）について、次のとおり確認を受けたいので申出をします。

申出の後、添付した資料のほかに審査のために必要な資料の提出を求められた場合には、速やかに提出します。

| | | | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------|---------------|------------|-----------------------|
| 国 外 法 人 の 本 店 等 又 は 内 国 外 事 業 所 等 | 名 称 | | | | 税 理 士 署 名 |
| | 所 在 地 | | | | |
| | 代 表 者 氏 名 | | | | |
| | 事 業 種 目 | | | | |
| 確 認 対 象 事 業 年 度 | | 自 令和 年 月 日 | 至 令和 年 月 日 | | |
| | | 事業年度 | 事業年度 | | |
| 確 認 対 象 内 部 取 引 | | | | | |
| 独 立 企 業 間 価 格 の 算 定 方 法 | | | | | |
| 恒 久 的 施 設 帰 属 資 本 相 当 額 又 は 国 外 事 業 所 等 帰 属 資 本 相 当 額 の 計 算 に お け る 比 較 対 象 法 人 | | | | | |
| 相 互 協 議 の 希 望 の 有 無 | | 相 手 国 名 | | | |
| 確 認 対 象 事 業 年 度 前 の 各 (連 結) 事 業 年 度 へ の 適 用 の 希 望 の 有 無 | | 確 認 対 象 (連 結) 事 業 年 度 | 自 平成・令和 年 月 日 | 至 令和 年 月 日 | |
| 連 結 親 法 人 (連 結 事 業 年 度 へ の 適 用 を 希 望 す る 場 合 に 限 り 記 載) | | 法 人 名 | | | |
| | | 納 税 地 | | | |
| | | 連 絡 先 | | | |
| | | 連 結 親 法 人 に よ る 同 意 の 有 無 | | | |
| (その他特記事項) | | | | | |

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

| | | | | | |
|----------|-----|-----|------|-------|-----|
| ※ 税務署処理欄 | 部 門 | 決 算 | 業種番号 | 整 理 簿 | 備 考 |
|----------|-----|-----|------|-------|-----|

内部取引等に係る事前確認の申出書の記載要領

- 1 この申出書は、法人税法第138条第1項第1号、法人税法第69条第4項第1号に規定する内部取引に係る租税特別措置法第66条の4の3第1項、租税特別措置法第67条の18第1項に規定する独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における法人税法施行令第188条第2項第2号イ(1)若しくはロ(1)又は法人税法施行令第141条の4第3項第2号イ(1)又はロ(1)に規定する比較対象法人についての確認に関する申出をする場合に使用します。
- 2 この申出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を納税地の所轄税務署長に提出してください。事前確認を受けようとする内部取引（以下「確認対象内部取引」といいます。）に係る国外事業所等が複数でその所在する国又は地域が異なる場合には、その国外事業所等の所在する国又は地域ごとに提出してください。
なお、申出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部（相互協議を求める場合には2部）をその納税地の所轄国税局長に提出してください。
- 3 各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「申出法人」欄には、「 内国法人」又は「 外国法人」にレ印を付した上、当該法人に関する事項を記載してください。
 - (2) 「申出の内容」欄の「 並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人」には、内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容に併せて、恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人についても申出を希望する場合に、レ印を付してください。
 - (3) 「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄には、外国法人が申出を行う場合には内部取引等に係る本店等に関する事項を記載し、内国法人が申出を行う場合には内部取引等に係る国外事業所等に関する事項を記載してください。
 - (4) 「申出法人」又は「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。
 - (5) 「確認対象事業年度」欄には、事前確認を受けようとする事業年度を記載してください。
 - (6) 「確認対象内部取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形資産の使用、貸付金その他事前確認を受けようとする内部取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。
 - (7) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4の3第2項各号（同法第67条の18第2項において準用される場合を含む。）に掲げる算定方法のうち、採用しようとするいずれかの算定方法の名称を記載してください。
 - (8) 「恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人」欄には、選定した比較対象法人の名称を記載してください。
 - (9) 「確認対象事業年度前の各(連結)事業年度への適用の希望の有無」欄には、確認対象事業年度における独立企業間価格の算定方法等を各対象事業年度前の各事業年度へ準用を希望する場合には、準用を希望する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - (10) (9)の場合において、連結事業年度への準用を希望し、かつ申出法人が当該連結事業年度において連結子法人であった場合に、「連結親法人」欄に、当該連結事業年度における申出法人の連結親法人に関する事項を記載してください。
 - (11) 「税理士署名」欄には、この申出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名してください。
- 4 この申出書には、平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の6-2（資料の添付）若しくは7-2（資料の添付）に掲げる資料のほか、確認にあたり必要と認められる資料を必ず添付してください。